



## 例題

出題率＝★★★★★

次の貨物(従量税品)を輸入する場合において、納付すべき関税額、消費税額及び地方消費税額を計算しなさい。

| 貨物 | 正味数量     | 申告価格(CIF) | 関税率     | 消費税率 | 地方消費税率        |
|----|----------|-----------|---------|------|---------------|
| B  | 292,941枚 | 878,823円  | 1.50円/枚 | 6.3% | 納付消費税額の63分の17 |

### Check it out !!

輸入貨物について納付すべき関税額、消費税額及び地方消費税額は、次のように計算します。

$$\boxed{\text{各税の課税標準}} \times \boxed{\text{各税の税率}} = \boxed{\text{納付すべき各税の税額}}$$

納付すべき各税の税額 輸入貨物について納付すべき関税額、消費税額及び地方消費税額を計算する場合においては、税負担の公平を損なわない限度に計算の簡易化が図られているので、必ず、端数計算すなわち端数処理をしなければなりません。

輸入貨物が従量税品である場合には、従量税品の場合のように申告価格について端数処理をするのではなく、課税標準である数量(課税標準数量)について端数処理をしなければなりません。

## “合格”への道案内

### 1. 課税標準の端数計算(端数処理)

#### (1) 関税額の計算

輸入貨物が従量税品である場合には、従量税品の場合のように申告価格について端数処理をするのではなく、課税標準である数量(課税標準数量)について、次のように端数処理をします《関税法基本通達13の4-2(2)》。

- ①税率が円位以上2桁まで：課税標準数量は整数位までとし、それ未満は切り捨てて、関税率を乗じます。
- ②関税率が円位以上3桁まで：課税標準数量は小数点以下1位までとし、それ未満は切り捨てて、関税率を乗じます。
- ③関税率が円位以上n桁まで：課税標準数量は小数点以下(n-2)位までとし、それ未満は切り捨てて、関税率を乗じます。

(課税標準数量の端数処理の例)

申告数量98.123kg、関税率7,654円/kg ▶関税率は、円単位以上n桁である  
 ∴課税数量は、4桁-2＝小数点以下2位まで ▶98.12kgとなる  
 ∴関税額＝98.12kg×7,654円/kg＝751,010円

(2) 消費税額の計算(『130 納付税額の計算①(従価税品)』参照)

(3) 地方消費税額の計算(『130 納付税額の計算①(従価税品)』参照)

### 2. 確定税額の端数計算(確定税額の端数処理)(『130 納付税額の計算①(従価税品)』参照)

## 例題の「解説」 (正解＝関税額439,400円、消費税額83,000円、地方消費税額22,300円)

### (1) 税額の計算

#### ① 関税額の計算

申告数量(課税標準数量) 292,941枚  
 税率が円位以上2桁までであるので  
 課税標準数量は整数位となる ↓  
 292,941枚  
 ×関税率 1.50円/枚  
 ＝算出関税額 439,411円

#### ② 消費税額の計算

##### A. 課税標準額

消費税の課税標準額は、【(1,000円未満の端数を切り捨て前の)貨物の申告価格】に【関税相当額の100円未満の端数金額を切り捨てた額】及び【個別消費税(酒税等)相当額の100円未満を切り捨てた額】を加えた額です《消費税法第28条第3項》。

申告価格(課税価格相当額) 878,823円  
 +関税額 439,400円  
 ＝消費税の課税標準額 1,318,223円



※消費税の課税標準額の下2桁の数字は、申告価格(課税価格)の下2桁と同じになる。

##### B. 消費税額の計算

消費税の課税標準額 1,318,223円  
 1,000円未満の端数切り捨て ↓  
 1,318,000円  
 ×消費税率 6.3%  
 ＝算出消費税額 83,034円

#### ③ 地方消費税額の計算

##### A. 課税標準となる価格の決定

地方消費税の課税標準額は、消費税額(納付消費税相当額)すなわち、算出して得た消費税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額です《地方税法第72条の82》。

消費税額 83,034円  
 100円未満の端数切り捨て ↓  
 地方消費税の課税標準額 83,000円



※地方消費税の課税標準額の下2桁の数字は、必ず「00」となる。

##### B. 地方消費税額の計算

地方消費税の課税標準額 83,000円  
 ×地方消費税率 63分の17  
 ＝算出地方消費税額 22,396円

地方消費税額を計算する場合には、関税及び消費税の計算と異なり、1,000円未満の端数を切り捨てることなく、地方消費税の課税標準に直ちに、地方消費税率(63分の17)を乗じて算出します《地方税法第72条の82、第72条の83》。

### (2) 納付税額の確定

#### ① 関税額 算出税額 439,411円

100円未満の端数切り捨て ↓  
 納付税額 439,400円

#### ② 消費税額 算出税額 83,034円

100円未満の端数切り捨て ↓  
 納付税額 83,000円

#### ③ 地方消費税額 算出税額 22,396円

100円未満の端数切り捨て ↓  
 納付税額 22,300円

※納付税額の下2桁の数字は、必ず「00」となる。



## 例題

出題率＝★★★★★

下表の経緯で、輸入された貨物について修正申告を行って、未納関税額1,843,700円を納付することになった。この場合において、当該未納関税額に併せて納付すべき延滞税の額を計算しなさい。

なお、延滞税率は、年7.3%（ただし、平成26年1月1日から同年12月31日までは、年2.9%）、1年は365日として計算しなさい。

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 平成26年6月1日  | 輸入(納税)申告の日             |
| 平成26年6月4日  | 輸入許可の日                 |
| 平成26年8月24日 | 未納関税額があることを知った日        |
| 平成26年8月28日 | 未納関税額を納付するための資金調達ができた日 |
| 平成26年8月30日 | 修正申告をして、未納関税額の全額を納付した日 |

**Check it out !!** 延滞税は、関税(附帯税を除く)が法定納期限までに完納されなかった場合において、その納付遅延となった未納(不足)関税額及び期間(延滞日数)に応じて課される納付遅延損害金的な性質をもった附帯税(遅延利息)です。

関税の納税義務者が関税を完納しない場合に課される延滞税の額は、次の算式によって算出します。

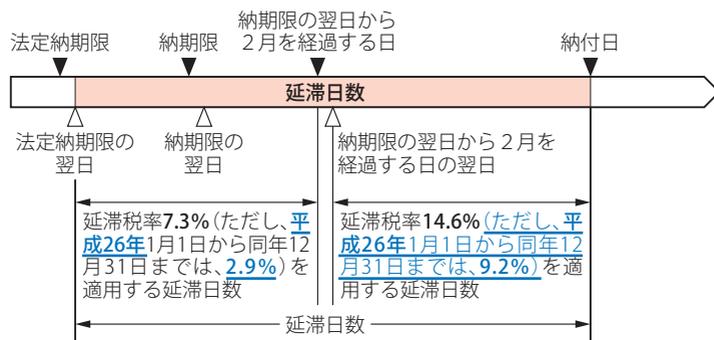
$$\boxed{\text{未納(不足)関税額}} \times \boxed{\text{延滞日数}} \times \boxed{\text{延滞税率(年利)} \div 365 \text{日}} = \boxed{\text{延滞税額}}$$

未納関税額の法定納期限の翌日から未納関税額を納付する日までの日数  
1日当たりの延滞税率

## “合格”への道案内

### 1. 延滞日数とこれに適用する延滞税率

延滞日数が長い場合には、延滞税率7.3%（平成26年1月1日から同年12月31日までは、2.9%）を適用する(乗ずる)日数と、延滞税率14.6%（平成26年1月1日から同年12月31日までは、9.2%）を適用する(乗ずる)日数があります。



- ①関税の法定納期限については、『59 関税の法定納期限』参照
- ②関税の納期限については、『58 関税の納期限』参照

### 2. 延滞税額を計算する場合の端数処理

延滞税額を計算する場合の端数処理は、納付する関税額を計算する場合の端数処理の方法(『130 納付税額の計算①(従価税品)』)と異なるので、混同しないようにする必要があります。

- ・延滞税額計算の基礎となる未納関税額が10,000円未満 →延滞税は課されません
- ・延滞税額計算の基礎となる未納関税額に10,000円未満の端数がある →端数を切り捨てます
- ・算出した延滞税額が1,000円未満 →延滞税は徴収されません
- ・算出した延滞税額に100円未満の端数がある →端数を切り捨てます

### 3. 延滞税額の計算のポイント

#### (1) 未納(不足)関税額の確認

延滞税額の計算の基礎となる未納(不足)関税額がいくらであるかを、確認します。

#### (2) 延滞日数の算出

未納(不足)関税額の法定納期限の翌日から未納関税額を納付する日までの日数は何日間であるかを、その年の暦によって算出します(閏年は、2月は29日で計算します。)

この場合において、未納(不足)関税額の、①法定納期限はいつか、②納期限はいつか、③納付日はいつかを確認します(これ以外の日については、計算に全く関係がありません。)

#### (3) 延滞日数に乗じるの延滞税率の確認

- ①納期限の翌日から起算して、未納関税額の納付日まで2月を超えているか
- ②上記①により確認した結果、2月以内であれば、全延滞日数について、延滞税率7.3%（平成26年1月1日から同年12月31日までは、2.9%）を適用します(乗じます)。
- ③上記①により確認した結果、2月を超えていると、次のようになります(上記1参照)。
  - (i) 法定納期限の翌日から起算し、納期限の翌日から2月を経過する日までの延滞日数については、延滞税率7.3%（平成26年1月1日から同年12月31日までは、2.9%）を適用します(乗じます)。
  - (ii) 納期限の翌日から起算し2月を経過した日の翌日から未納関税額の納付までの延滞日数については、延滞税率14.6%（平成26年1月1日から同年12月31日までは、9.2%）を適用します(乗じます)。

#### (4) 1日当たりの延滞税率

1日当たりの延滞税率は、延滞税率(年利)を、その年が平年であるか閏年であるかにかかわらず、必ず365日で除して算出します。

## 例題の「解説」 (正解＝12,700円)

(1) 未納(不足)関税額の確認 = 1,843,700円

(2) 法定納期限、納期限及び納付日の確認

- ①法定納期限＝輸入の許可の日  
→平成26年6月4日
- ②納期限＝修正申告をした日  
→平成26年8月30日
- ③納付日＝未納関税額を納付した日  
→平成26年8月30日

(3) 延滞日数

延滞日数は、法定納期限の翌日(平成26年6月5日)から、未納関税額を納付した日(平成26年8月30日)まで、87日間です。

|      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 延滞月  | 6月  | 7月  | 8月  | 計   |
| 延滞日数 | 26日 | 31日 | 30日 | 87日 |

(4) 延滞日数に乗じる延滞税率

未納関税額の納期限すなわち修正申告した日(平成26年8月30日)に当該未納関税額の全額を納付している(すなわち、納期限の翌日から2月以内に納付している)ので、全延滞日数について、延滞税率2.9%を乗じます。

(5) 納付すべき延滞税額

$$\begin{aligned} &1,843,700 \text{円} \\ &\quad \downarrow 10,000 \text{円未満の端数切捨て} \\ &1,840,000 \text{円} \\ &\times 87 \text{日} \\ &\times (2.9\% \div 365 \text{日}) \\ &= 12,718 \text{円} \\ &\quad \downarrow 100 \text{円未満の端数切捨て} \\ &12,700 \text{円} \end{aligned}$$

- 2 【税関長】は、上記(前項の規定)による【更正】の【請求】があった場合において、その【請求】に係る税額等について調査し、【更正】をし、又は【更正】をすべき理由がない旨をその【請求をした者】に通知する。

#### No.44 更正及び決定

関税法第7条の16第1項～第3項、第4項ただし書、第5項

- 1 税関長は、【納税申告】があった場合において、その申告に係る税額等の【計算】が関税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該税額等が【調査】したところと異なるときは、その【調査】により、当該申告に係る税額等を【更正】する。
- 2 税関長は、【納税申告】が必要とされている貨物についてその【輸入】の時までに当該申告がないときは、その【調査】により、当該貨物に係る税額等を【決定】する。
- 3 税関長は、上記1及び2又はこの項の規定による【更正】又は【決定】をした後、その【更正】又は【決定】をした税額等が【過大】又は【過少】であることを知ったときは、その【調査】により当該更正又は決定に係る税額等を【更正】する。
- 4 ただし、税関長は、【納税申告】に係る貨物の、【輸入】の許可前にする【更正】(当該貨物に係る関税の【納付前】にするもので、税額等を【減額】するものに限る。)は、更正通知書又は決定通知書の送達に代えて、【納税申告】をした者に当該【納税申告】に係る書面に記載した税額等を【是正】させ、又はこれを【是正】してその旨を当該【納税申告】をした者に通知することによってすることができる。
- 5 国税通則法第29条【更正等の効力】の規定は、【更正】又は【決定】について準用する。

#### No.45 賦課課税方式の関税の徴収(納税の告知)

関税法第8条、第9条の3

税関長は、【賦課課税】方式が適用される貨物について【関税】を【賦課】しようとするときは、輸入申告を要しない郵便物(課税標準となるべき価格が【20万円】以下のもの(寄贈物品等名宛人において課税価格を把握できないものを含む。))の関税、公売等された収容貨物の関税並びに過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除き、納付すべき【税額】、納期限及び納付場所を記載した【納税告知書】を送達して【納税の告知】をしなければならない。したがって、輸入者は、当該【納税の告知】に基づいて【関税】を納付しなければならない。

#### No.46 延滞税

関税法第12条第1項・第3項・第4項・第7項・第8項

- 1 納税義務者が、【法定納期限】までに関税(附帯税を除く。)を完納しない場合には、その未納に係る【関税額】に対し、【法定納期限】の翌日から当該【関税額】を【納付する日】までの【日数】に応じ、【年7.3%】(平成26年1月1日から同年12月31日までは【年2.9%】とする。)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞税を併せて納付しなければならない。  
ただし、【納期限】の翌日から【2月】を経過する日後の延滞税の額は、その未納に係る【関税額】に【年14.6%】(平成26年1月1日から同年12月31日までは【年9.2%】とする。)の割合を乗じて計算した額とする。
- 2 延滞税の額の計算の基礎となる【関税額】が【1万円】未満である場合においては、延滞税の徴収の規定を【適用せず】、当該【関税額】に【1万円】未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。  
延滞税の額が【千円】未満である場合においては、これを【徴収せず】、当該延滞税の額に【100円】未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。
- 3 延滞税を課する場合において、【法定納期限】とは、当該関税を課される貨物を【輸入する日】(輸

入の許可を受ける貨物については、当該【許可の日】とする。

ただし、関税法第12条第8項各号に掲げる関税については、当該各号に掲げる日(輸入の許可前の引取りの承認を受けて引き取られた貨物の関税について、納付通知書又は更正通知書が2回以上にわたって発せられた場合には、【最初】に発せられた日)又は期限である。

#### No.47 過少申告加算税

関税法第12条の2第1項・第2項・第4項

- 1 税関長は、【納税義務者】から関税法第7条第1項(納税申告)の規定による納税申告(【当初申告】という。)があった場合において、【修正申告】又は更正がされたときは、当該【納税義務者】に対し、当該【修正申告】又は更正に基づき同法第9条第1項又は第2項(申告納税方式による関税の納付)の規定より【納付すべき税額】に【百分の十(10%)】の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。
- 2 上記1(第1項)の場合において、【納付すべき税額】(【修正申告】又は更正に係る関税について【修正申告】又は更正がされたときは、その関税に係る【累積増差税額】を加算した金額)がその関税に係る【当初申告】に係る税額に相当する金額と【50万円】との【いずれか多い額】を超えるときは、過少申告加算税の額は、上記1(第1項)により計算した額に、当該【超える分】に相当する税額に【百分の五(5%)】の割合を乗じて計算した金額を【加算】した金額とする。
- 3 上記1(第1項)の規定は、【修正申告】がされた場合において、その【修正申告】が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税についての更正があるべきことを【予知】してされたものでないときは、適用しない。

#### No.48 無申告加算税

関税法第12条の3第1項・第2項・第4項

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該【納税義務者】に対し、当該各号に規定する申告、【決定】又は【更正】に基づき関税法第9条第2項(申告納税方式による関税の納付)の規定により納付すべき【税額】に【百分の十五(15%)】の割合を乗じて計算した【金額】に相当する無申告加算税を課する。  
ただし、当初申告が必要とされていた貨物につきその輸入の時(特例申告にあっては、特例申告書の【提出期限】)までに当該申告がなかったことについて【正当】な理由があると認められる場合は、この限りでない。  
一 【期限後】特例申告書の提出又は関税法第7条の16第2項(更正及び決定)の規定による【決定】がされた場合  
二 【期限後】特例申告書の提出又は関税法第7条の16第2項による【決定】がされた後に【修正申告】又は【更正】がされた場合
- 2 第1項(上記1)の場合において、第1項に規定する(納付すべき税額)(第1項第2号の【修正申告】又は【更正】がされたときは、その関税に係る【累積納付税額】を加算した金額)が【50万円】を超えるときは、第1項の無申告加算税の額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する【納付すべき税額】)が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該【納付すべき税額】に【百分の五(5%)】の割合を乗じて計算した金額を【加算】した額とする。
- 3 期限後特例申告書の提出又は第1項第2号の【修正申告】がされた場合において、その提出又は【修正申告】が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について【更正】又は決定があるべきことを【予知】してされたものでないときは、その申告に基づき【納付すべき税額】に係る第1項の無申告加算税の額は、第1項の規定にかかわらず当該【納付すべき税額】に【百分の五(5%)】の割合を乗じて計算した金額とする。

- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、【**当該材料又は物質**】に他の材料又は物質を【**混合し又は結合した**】物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。
- 3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 最も【**特殊な限定**】をして記載をしている項が、これよりも【**一般的な記載**】をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について【**一層完全な又は詳細な**】記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
- (b) 【**混合物**】、異なる材料から成る物品、【**異なる構成要素で作られた物品**】及び【**小売用のセット**】にした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に【**重要な特性**】を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において【**最後となる項**】に属する。
- 4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に【**最も類似する物品**】が属する項に属する。
- 5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。
- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で【**特定の物品**】又は**物品のセット**を収納するために【**特に製作し又は適合させたもの**】であって、【**長期間の使用**】に適し、当該容器に収納される物品とともに【**提示**】され、かつ、通常当該物品とともに【**販売**】されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、【**重要な特性**】を全体に与えている容器については、適用しない。
- (b) (a)の規定に従うことを条件として、【**物品とともに提示し**】、かつ、当該物品の包装に【**通常**】使用する【**包装材料及び包装容器**】は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。
- 6 この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、【**同一の水準**】にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考

- 1 この表の【**各号に掲げる**】物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、【**当該各号に掲げる物品の範囲内のもの**】とし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、【**細分**】として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
- 2 この表の税率の欄において、【**割合**】をもって掲げる税率は【**価格**】を課税標準として適用するものとし、【**数量**】を基準として掲げる税率はその【**数量**】を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。
- 3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあっては、第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格とする。
- 4 この表において「%」は、百分率を表すものとする。
- 5 第七七類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となっている。

指定地域に係る特定災害に起因する申請等の期限の延長期間《関税法第2条の3第3項・第4項》

更正の請求をすることができる期間《関税法第7条の15第1項》

納税申告に係る書面又は更正通知書に記載された納付すべき関税の納期限《関税法第9条第1項》

期限内特例申告書に記載された納付すべき関税の納期限《関税法第9条第2項第1号、第7条の2第2項》

期限後特例申告書に記載された納付すべき関税の納期限《関税法第9条第2項第2号》

輸入許可前に引き取られた貨物に係る税額等に係る納付通知書又は当該貨物の輸入の許可前にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額の納期限《関税法第9条第2項第3号》

輸入の許可後にした修正申告により納付すべき関税の納期限《関税法第9条第2項第4号》

過少申告加算税又は過少申告重加算税に係る賦課決定通知書に記載された金額の納期限《関税法第9条第3項》

無申告加算税又は無申告重加算税に係る賦課決定通知書に記載された金額の納期限《関税法第9条第4項》

輸入の許可後された更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額の納期限《関税法第9条第2項第5号》

決定通知書に記載された納付すべき税額の納期限《関税法第9条第2項第6号》

決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額の納期限《第9条第2項第7号》

納税の申告により納付する関税の納期限の延長期間《関税法第9条の2第1項、第2項》

期限内特例申告により納付する関税の納期限の延長期間《関税法第9条の2第3項》

延滞税の税率が14.6%（平成26年1月1日から同年12月31日までは年9.2%）に加重される期間《関税法第12条第1項、附則（昭和29年4月法律第61号第3項）》

更正、決定又は賦課決定の期間制限（賦課権の期間制限）《関税法第14条第1項》

税額の確定の方式（関税法第6条の2第1項第2号イ又はホ）に規定する関税で課税標準の申告があったものに係る賦課決定の期間制限《関税法第14条第1項かつて書》

賦課権の期間制限により更正をすることができないこととなる日前6月以内にされた更正の請求に係る更正等のできる期間《関税法第14条第2項》

特定災害に起因するやむを得ない理由のやんだ日から2月以内

輸入の許可があるまで、又は輸入の許可の日（特例申告貨物については、特定申告書の提出期限）から5年以内

輸入する日

特例申告書の提出期限（特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌末日）

期限後特例申告書を提出した日

通知書が発せられた日の翌日から1月を経過する日

その修正申告をした日

通知書が発せられた日の翌日から1月を経過する日と当該加算税の納付に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日

通知書が発せられた日の翌日から1月を経過する日

通知書が発せられた日の翌日から1月を経過する日

通知書が発せられた日の翌日から1月を経過する日

通知書が発せられた日の翌日から1月を経過する日

輸入許可の日又は特定月の末日から3月以内

特例申告書の提出期限の翌日から2月以内

不足税額の納期限の翌日から2月を経過する日の後の期間

法定納期限等から5年（本邦への入国者が携帯し又は別送して輸入する貨物等の関税で課税標準の申告があったものについては3年間）を経過した日

法定納期限等から3年を経過した日

更正の請求があった日から6月を経過する日